

インダストリオール第2回世界大会に向けた 主な課題と経過

金属労協／JCM事務局次長・国際局長 藤富健一

1 2012年6月 インダストリオール・グローバルユニオン結成時に残された課題

インダストリオール・グローバルユニオン（以下、「インダストリオール」と記す）は、2012年6月デンマーク・コペンハーゲンで開催された結成大会から4年が経過し、2016年10月にはブラジル・リオデジャネイロにおいて第2回世界大会を開催した。インダストリオールにおいて、結成大会以降の4年間は、IMF（国際金属労連）、ICEM（国際化学エネルギー鉱山一般労連）、ITGLWF（国際繊維被服皮革労組同盟）の旧3GUF（国際産業別労働組合組織）の活動を継続しつつ、統合による相乗効果や活動の統一化を目指した、いわば移行期間であった。

2012年6月、IMFは臨時大会を開催し、その119年の歴史に幕を閉じ、インダストリオール・グローバルユニオンを結成し、新GUFとしての一步を踏み出すこととなった。文化や歴史、活動内容が異なるIMF、ICEM、ITGLWFという3つのGUFが合併し一つの組織を作ること容易ではなく、その統合に向けた過程において3GUF間で意見が対立した。結成時には、「インダストリオール・グローバルユニオン結成に関する政治的合意」（以下、「政治的合意」と記す）として確認し、2016年の第2回世界大会までを事実上の「移行期間」として位置づけ、この4年間の間、一定の方向性を見出すことを前提に、インダストリオールは結成されたのである。

インダストリオール・グローバルユニオン結成に関する IMF、ICEMおよびITGLWFの政治的合意

コペンハーゲン、2012年6月19日

国際金属労連（IMF）、国際化学エネルギー鉱山一般労連（ICEM）および国際繊維被服皮革労組同盟（ITGLWF）は、世界中で産業労働者の共通の利益を代表するとともに、グローバルな連帯の新時代を開き、多国籍企業との強力な対抗勢力を構築し、人々を最優先する新しい経済・社会モデルを求めて闘うために、統一グローバル組織であるインダストリオール・グローバルユニオンを結成することに合意する。

3GUFの全加盟組織がインダストリオール傘下組合になる。

インダストリオール結成大会は、指導部、意思決定機関および部門別機構の全レベルでジェンダー・バランスに関する作業を継続する必要があることを認識し、執行委員会に対し、2016年の第2回大会に向けて必要な措置を講じるよう要請する。

加盟組織は2013～2016年の年間加盟費納入レベルを少なくとも維持し、移行期間中にインダストリオールの安定した財政を確保すると同時に、インダストリオールの新しい加盟費制度を考案するために執行委員会が作業部会を設置することを約束する。

この移行期間において、2012年インダストリオール結成時に残された課題を整理し、第2回世界大会を迎えることとなった。

第2回世界大会までに解決を図るべきとされた主な課題は次の3点である。

(1) 女性参画

インダストリアル結成時の規約においては女性参画の比率を30%としたが、結成大会で確認した政治的合意に、「指導部、意思決定機関および部門別機構の全レベルでジェンダー・バランスに関する作業を継続する必要があることを認識し、執行委員会に対し、2016年の第2回大会に向けて必要な措置を講じるよう要請する」との文言を盛り込み、第2回世界大会に向けて、ジェンダー・バランスに関する議論を継続すると共に、インダストリアル諸活動において更に女性参画の推進を図ることが合意された。産業を横断する部会として「女性委員会」をグローバル・地域双方に設置し、女性参画推進に向けた具体的な議論を実施することとした。

(2) 加盟費

加盟費について、結成大会で確認した政治的合意に、「加盟組織は2013～2016年の年間加盟費納入レベルを少なくとも維持し、移行期間中にインダストリアルの安定した財

政を確保すると同時に、インダストリアルの新しい加盟費制度を考案するために執行委員会が作業部会を設置することを約束する」との文言を盛り込んだ。

結成時の規約では、基本年次加盟費を一人あたり1・10スイスフランと設定したが、2016年までの移行期間において、加盟組織は2013～2016年の年間加盟費納入レベル(二人あたり年次加盟費のみならず、全体ボリュームにおいても同様)を少なくとも維持するとし、統合前までに実施してきたIGUFの活動が事実上担保される事となった。統合後、執行委員会の下に「加盟費制度作業部会」を立ち上げ、新加盟費水準・フレームワーク構築に向けた議論をスタートした。

尚、2013年から2016年の移行期間における旧3GUFそれぞれの基本年次加盟費は以下の通りである。

旧IMF:	1.10 スイスフラン/人・年
旧ICEM:	2.94 スイスフラン/人・年
旧ITGLWF:	各国の繊維・衣料労働者の給料に基づく
*1スイスフラン=約112円(2016年11月末時点)	

(3) 執行委員の定数

結成大会当日まで持ち越した、最大の対立案件が、「執行委員の定数」である。

執行委員の定数については、民主体的で実質的な議論を通じた意思決定や、財政負担軽減の観点から、JCM(当時はIMF+JCM)含むIMFM(加盟組織は執行委員40名を主張したが、ICEMが多様な意見の集約を求め、定員増を主張した。最終的には、規約上に執行委員定数40名を規約に明記するものの、2016年ま

での次回世界大会までの移行期間の4年間(暫定的に)60名とすることで合意した。

地域への執行委員枠の配分は公平で透明性が高い加盟費納入比を基準に割り当てたが、中南米・カリブ地域が大幅な増員(4→6名)を要求したため、結成大会当日まで混乱し、結成大会では一時、中南米・カリブ地域が大会会場を退出する事態となった。結成大会においては最終的に執行委員会預かりとし、2012年末の執行委員会に向けた解決を図ることで合意した。

2

2016年10月第2回世界大会に向けた最終盤における主な議論のポイント

インダストリアル結成大会以降、女性参画については「女性委員会(グローバル・地域)」、また加盟費については「加盟費制度作業部会」を中心に議論された。2014年12月執行委員会において、より議論を深めるべく、「規約委員会」「アクションプラン委員会」という二つの委員会を設置することを確認し、アジア太平洋地域代

表として、規約委員会(座長…ホルスト・ムンド/IGメタル国際局長)には相原康伸・JCM議長、アクションプラン委員会(座長…クラウディア・ラーマン/IGメタル国際局)には岸本薫・電力総連会長が委員となり、2015年5月より両委員会がスタートした。執行委員の定数については、この「規約委員会」において議論する

こととなった。

2015年12月執行委員会において、2016年10月の第2回世界大会までの具体的スケジュールが提示された。加盟組織毎に現行の規約、アクションプランに対する意見を2016年2月末までに提出、インダストリアル本部で意見集約した上で、4月には規約委員会・アクションプラン委員会を単独開催し、5月の執行委員会において最終改正案を確認する、というものだった。

アクションプランの改正案は、当初スケジュール通り、2016年5月の執行委員会で素案が確認されたが、規約に関しては特に女性参画の項について折り合わず持ち越し、世界大会直前まで調整をすることとなった。

JCMは2016年2月の意見提出にあたり、それまでのインダストリアル執行委員会・各種会議における発言、インダストリアル各種活動への参画等から得られた知見を踏まえ原案を作成すると共に、JCMの機関会議や国際委員会を通じ、JCM加盟5産別の意見のとりまとめを実施した。

最終盤における主な議論のポイント
は次の3点に集約することができる。

(1) 地域活動の重要性と地域活動の充実に資する環境整備の必要性について

JCMは、2016年2月末の時点で、「グローバルレベルでの意思決定の効率化・ガバナンスの確保と、効果的な活動展開」という観点で、次の意見を表明した。

① 執行委員会の運営・規模について、2016年以降の執行委員の定数は40名とすべき。また、執行委員会の運営は、厳格・厳密にすべき。(定足数、採決、投票権、発言権等)。

② 本部・地域機構について、本部機構をスリム化し、地域機構を充実すべき。地域の運営、本部による予算管理の構造を変更すべき。本部主導の地域事務所の運営・予算管理を、地域事務所に主体性・権限を持たせ、地域執行委員・加盟組織と密接に連携し、活動を推進するべき。

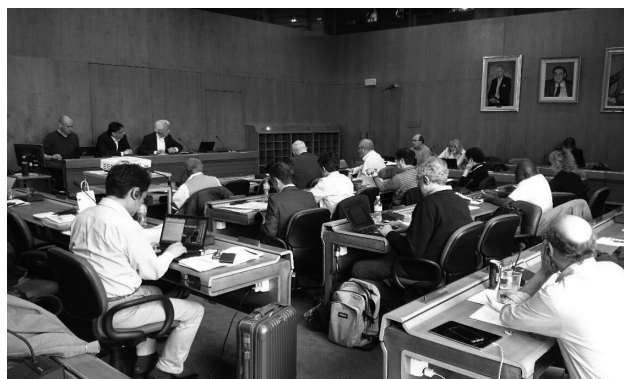
①「執行委員会の運営・規模」について、JCMは、結成大会における議論経過を踏まえ、執行委員会における

民主的・実質的な深い議論の実施、財政負担軽減の観点から、現行規約の維持(40名)を主張した。しかしながら、現状の運用(60名)でも効率的な議論ができており、むしろより多くの地域・国の代表性を維持すべきという意見が大勢を占め、最終的には旧IMF加盟組織でさえ「執行委員数を40名とするのが理想だが、現実的に厳しい」との声をあげるようになった。

議論の過程において、JCMは、40名に拘りながら、執行委員会の議論をより深め、本部・地域の連携を強化することを目的に運営委員会(いわゆる三役会議)の設置を提示した。しかしながら、インダストリアル・ヨーロッパやICEMの経験から、運営委員会が調整ではなく実質的な意思決定の場となつてしまい執行委員会が形骸化する、運営委員会に参加していない加盟組織の不満が高まる等の懸念が表明され、設置には至らなかった。

執行委員会の定数は、最終的に、現状の運用と同様の60名となりJCM主張通りとはならなかったものの、これらの議論を通じ、「本部と地域の連携の重要性」「執行委員会における運営方法や、効率的な議論の進め方」に関する認識が深まったと言える。

②「本部・地域の関係(連携、地域



2016年4月規約委員会(スイス・ジュネーブにて開催)

主体等)は、①と同様、JCMからの課題提起に基づく議論を通じ、その重要性に関する理解が浸透した点である。JCMは、この考えを掲げた理由として、(a)地域特有の課題解決には、加盟組織・現場に近い活動の充実が不可欠である、(b)その課題解決には、地域事務所が担っている様々なプロジェクトを発展的に整理、統合し、限りある地域の資源を有効に活かす必要がある、(c)地域のメンバーのより一層の参加を得ながら、地域のアクションプランづくりとその進捗管理を全員で行い、課題を解決して行く必要がある、

の3点を掲げた。

この見解は、2016年1月に日本で開催したアジア太平洋地域執行委員会での議論も踏まえたものでもあり、最終的には、「地域組織の役割の明確化、優先順位づけ」「地域事務所の役割の明確化」「地域事務所と議長の連携強化」の観点が規約に盛り込まれ、本部・地域との連携強化の観点では、新設の項として副会長を「各地域の代表」(2016年までは旧3GUFの代表)とすることとなった。

(2) 女性の代表制確保に コミット

女性参画については、産業、地域・国による課題やインダストリアル加盟組織の参画度合いがまちまちであることから、意見調整に多くの時間を要し、世界大会前日の執行委員会まで難航した。G7・G20等世界各国における女性参画推進の高まりもあり、インダストリアルにおいても女性参画を更に推進すべき、という観点から、女性参画比率を30%から40%に引き上げることについては概ね合意が得られていた。最終盤のポイントは、「40%に拘束力を持たせるか、目標値とするか」であり、最終的には世界大会前日の執行委員会において「40%を

目標値」とすることで合意した。

この女性参画比率については、以下の議論がベースとなっている。

① インダストリアルを取り巻く

環境……他グローバル・ユニオンの動向

他グローバル・ユニオンの女性参画

の状況は次の通りとなっている。表現
手法は異なるものの概して40%超
が主流であると言える。

I T U C (国際労働組合総連合)

代議員の半数を女性。比率が達成で

きない場合はベナルティーあり。

U N I (ユニグローバルユニオン)

意思決定機関、諸会議への代議員構

成において、いずれの性も40%を獲
得することを目標。

I U F (国際食品関連産業労働組合連
合会)

意思決定機関及びあらゆるIUF活
動において40%の代表制を下回らな
いようにする。

女性に関する決議

インダストリアル・アジア太平洋地域女性会議
(2014年5月14日、バンコク)

※「女性のリーダーシップ」に関わる箇所のみ抜粋

インダストリアル・アジア太平洋地域女性会議は、2014年5月14日、バンコクで開催され、職場における安全、不安定労働と組織化、母性保護、女性のリーダーシップ等、我々の産業における女性労働者に関わる様々な重要課題を議論した。

(略)

インダストリアル結成3GUFの政治的合意がジェンダー・バランスを重要視し、執行委員会に対し、女性代表を促進するために直ちに運営の措置を確立するとともに、2016年の第2回インダストリアル大会で規約の修正を可能にするために必要なすべての措置を講じるよう指示していることに留意し、インダストリアル活動における女性の代表性を向上する方法を検討する作業部会の設置を歓迎する。インダストリアル機構のあらゆるレベルにおける十分な女性の代表性と女性のリーダーシップの向上なくして、インダストリアル活動は真の意味で労働者の課題にとって意義あるものとはなり得ない。

女性会議における活発な議論を経て、我々はこの女性に関する決議をインダストリアル・アジア太平洋地域大会に提出し、とりわけ以下の課題についてインダストリアルおよび加盟組合がさらに具体的な行動を取るよう求める。

(略)

女性のリーダーシップ

我々はインダストリアルに対し、その組織内のあらゆるレベルにおいて、また加盟組織においてジェンダーの平等が達成されるために取り組むよう求める。

その達成に向けた重要な一歩として、大会、執行委員会および会長、副会長、書記長、書記次長を含めた指導者すべてのレベルにおいて、また、すべての訓練及び一般的能力開発研修及びすべてのインダストリアル活動において、最低40%の女性代表という割り当てを設けるよう規約の改正を求める。産業部門では、男女それぞれ1名ずつの共同議長を置く必要がある。

女性の参加促進に関する作業部会は、加盟組織との議論を通じて、この割り当てを達成するための方法を検討する。

②2014年5月 アジア太平洋 地域大会における議論（タイ・バ ンコク）

インダストリアル規約では「各
地域が地域組織を設置する事が出来
る」と規定されており、アジア太平洋
地域では、年に2回「アジア太平洋地
域執行委員会」（アジア太平洋地域議
長はJCM議長）開催し、4年に1回、
アジア太平洋地域の全加盟組織が参加
する「アジア太平洋地域大会」を開催
している。アジア太平洋地域において
は、「アジア太平洋地域女性委員会」
（2016年まで、議長＝郷野晶子・
UAゼンセン、副議長＝ワティ・アン
ワル／インドネシア金属労連（FSP
MI）が設置されている。

2014年5月15-16日、インダス
トリオール結成後第1回目となるア
ジア太平洋地域大会（大会議長は西原
浩一郎／前JCM議長）を、タイ・バ
ンコクで開催した。

地域大会前日の5月14日、第1回ア
ジア太平洋地域女性会議が開催され、
「安全な雇用、尊厳のある仕事」という
テーマについて議論した。

女性会議において、「女性に関する決
議」の採択に関する議論があった。J
CM代表団は、決議の「最低40%の女
性代表という割り当てを設けるよう規

約の改正を求める」という文言につい
て、「まずインダストリアル加盟組
織の女性参画の現状と課題の把握を
するべきである。3割も達成されてい
ない状況下で4割を目指すといった数
値の議論だけでなく、具体的な女性幹
部育成のための取り組みを推進する
べきである」との立場から、決議採択
に当たり反対票を投じたが、最終的に
は前ページに記載の内容で多数決で
採択された。

③2015年9月

世界女性会議における議論

（オーストリア・ウィーン）

インダストリアルにおいては、製
造業で働く女性労働者の諸課題とその
解決に向けた議論を行うために「グ
ローバル女性委員会」（議長＝クリステ
イーナ・オリビエ／南アフリカ全国金
属労組（NUMSA）、副議長＝グウェ
ン・ファレル／カナダCOPE）が設
置されており、年2回、執行委員会開
催時に、各地域の女性執行委員、女性
代表が参集して会議を開催している。

2015年9月14日-16日には、
オーストリア・ウィーンで初の「世界
女性会議」が開催され、日本含む60カ
国の加盟組織から約300人が参加
し、安全衛生・暴力・母性保護・持統

可能性等をテーマに議論した。

この時点における女性参画に関する
各地域の議論状況・スタンスは異なっ
ており、40%を地域大会等で決議して
いたのは、アジア太平洋、アフリカ、
ラテンアメリカ・カリブ海地域であっ
た。欧米では、地域大会における決議
はないものの、まず女性参画30%を達
成してから女性参画比率について議
論すべき、との意見が多く出されて
いた。

会議では2012年インダストリ
オール結成時に確認された政治的合意
に基づき、女性参画の取り組みを前進
させるため、第2回世界大会に提起
する決議案を採択した。決議案の内
容は右記の通り、現行規約で30%の女
性参画を40%に引き上げるものであつ
たが、達成までのタイムライン、具体
的な方策などは、新たに設置したタス
クフォース委員会（各地域の女性代表
で構成）が議論し、規約委員会、執
行委員会へ提案する事とした。また、
グローバル女性委員会の共同議長は、
第2回世界大会以降は地域で輪番制
とする事も決め、次期共同議長を
アジア太平洋地域とラテン・アメリ
カから選出することとした。

④最終盤における議論

JCMとしては、2016年2月未
の意見提出において、過去の対応を踏
まえ、次のスタンスで、最終盤に臨む
こととした。

女性参画推進の必要性は理解す
るものの、各加盟組織における実
態把握の努力の継続、数値の議
論のみならず具体的な活動・運
動も議論すべき

世界女性会議以降、2016年4月
に開催した規約委員会、5月に開催し
た女性委員会・執行委員会でもタスク
フォース委員会提案の規約改正案を
議論したが、女性参画40%に拘束力
を持たせるか、目標値とするかで議
論が紛糾し、世界大会直前までの調
整を強いられることとなった。

2016年8月-9月にかけての女
性委員会・規約委員会メンバーによ
る数度に亘るSkype会議を通じ、
最終的には、女性委員会を産業横断
部会ではなく常設委員会とすることと
併せ、「女性参画40%を目標値」とす
ることで決着し、第2回世界大会に
おいては一つの規約改正の提案となっ
た。

第2回世界大会においては、袈裟丸

世界女性会議

オーストリア・ウィーン 2015年9月

決 議

インダストリアル世界女性会議は、インダストリアルが女性の代表改善に取り組むという2012年インダストリアル結成大会での政治的合意に留意した。現在、インダストリアル執行委員の3分の1、すなわち60人中20人が女性である。

2014年に開催されたラテン・アメリカ、アジア太平洋およびサハラ以南アフリカの地域大会で、インダストリアル指導部において女性の参加・代表の割り当てを40%に引き上げる案が承認された。

本会議は、インダストリアルの規約に女性の代表割合40%を盛り込むべきこと、および大会、執行委員会、財政委員会、会計監査委員会、選出役員（会長・副会長、書記長・書記次長）、部門指導部をはじめ、インダストリアル意思決定機関の全レベルにおいて平等な女性の代表性を目標とすることを支持する。これは単なる数字の問題であるのみならず、組織機構転換の問題でもある。労働組合運動を転換しようとするなら女性に組合参加を奨励する必要があり、惹きつけるべき組合員を反映してこそ、その実現の可能性が高まる。女性は参加することによって変化をもたらすことができると感じる必要がある。

本会議は女性委員会に対し、2016年にブラジルで開催されるインダストリアル大会までに実施すべき戦略の策定を義務づける。その目的は、インダストリアル指導部において女性の代表を促進し、インダストリアルからインダストリアルが代表している分野に至るすべての権限分野において、女性が質の高いリーダーシップを提供できるようにすることである。インダストリアルは、民主的なプロセス、特に意思決定に女性を組み入れることによって、労働組合における男女平等の文化を育む必要がある。

したがって、女性会議はインダストリアル執行委員会および規約作業部会に対し、40%の目標を達成するため、あらゆる可能性を検討するよう求める。

さらにインダストリアルは、女性の権利を擁護し、女性に対する暴力と闘い、母性保護の権利を保障するために、引き続きキャンペーンその他の行動を行っていく。



世界女性会議の様相

インダストリアルは割り当てに加えて、すべての大陸で女性の戦略的能力を強化するプログラムを実施することを目的に、必要な資源に裏打ちされた行動計画を策定し、すべての代表プロセスと交渉分野で女性が戦略的かつ効果的に行動を起こせるようにする。

ジェンダー政策は付け足しと考えるのではなく、労働組合が当事者意識をもって策定しなければならない。女性が組合員になるだけでなく、組織の指導者にもなることが重要である。これは最終的に実現しなければならない。もはや単なる願望に終わらせてはならない。

本会議は、さまざまな部門・地域を反映するタスクフォースを緊急に設置することを支持する。このタスクフォースは、規約作業部会および執行委員会で検討するために、この決議に盛り込まれた措置の実施に関する具体案を策定する。2015年12月に最初の提案に検討を加え、規約作業部会の活動期間全体を通じてさらに開発・討議していく。

常任幹事（基幹労連中央執行委員）より「女性参画率を40%とすることは、インダストリアルオールの諸活動における多様性を高め、組織力の強化と労働者の権利擁護など私たちが求める運動に資するものと確信している。その実効性を高めるためにも、実態把握を行い、加盟組織や地域、国の実情に基づいた具体策の検討が必要である。インダストリアルオール本部のリーダーシップに期待する」と、意見表明をした。

(3) 財政基盤の強化について

JCMとしては、2016年2月末の意見提出において、それまでの議論経過を踏まえ、次のスタンスで、最終盤に臨むこととした。

- ・一人あたりの加盟費水準は、一つの数字に収斂する必要がある。
- ・これまでの3年間で支出削減に努力してきたことは認識しているが、3GUF統合のシナジー効果を最大限発揮すべく、更なる削減努力を継続すべき。
- ・加盟組織は、決められた加盟費を約束通り支払うために相応の努力をするべき。また、加盟組織は決められた加盟費を、決められた手続きによって支払うことで、透明

性を確保すべき。
・激変緩和措置・為替変動に対する措置について、継続的に検討すべき。

特に、加盟費水準については、「現状の1・1スイスフランを維持すべき」とのスタンスを堅持し、最終盤まで粘り強く意見反映を行ってきた。ただし、1・1スイスフランではインダストリアルオールの現状レベルの活動が全く維持できないことから固執することは難しく、加盟費制度作業部会における議論や、インダストリアルオール本部・主要国との情報交換を通じ、インダストリアルオールのコスト削減努力の継続や激変緩和措置（増加幅は前年比最大5%等）が盛り込まれたこと等を受け、最終的には1・28スイスフランでの統一に賛同することとした。
以下に議論経過を記したい。

① 2012年12月

加盟費制度作業部会における議論
結成大会以降、加盟費制度作業部会（議長・アルベ・バッケ／北欧産業労連前会長、JCM議長は委員）が設置され、継続的に議論をしてきた。
2014年執行委員会において、まず、2013年活動実績をもとにインダストリアルオールの活動に必要な年

間予算額を議論し、1500万スイスフランとの試算を打ち出した。インダストリアルオールは、旧IMF資産である不動産から年間100万スイスフラン、株から年間50万スイスフランの投資収入があり、「年間加盟費収入は1350万スイスフランを超える必要はない」という目線が提示された。

2015年5月の作業部会において、2014年に実施した全加盟組織に対する加盟組織人員調査の結果を受け、加盟費納入上位60の高額納入組合が、インダストリアルオール加盟費収入総額の90%を占めることから、上位60組織の回答に基づき、左記の通り、新加

盟費シミュレーション第1次草案が提示された。

加盟費納入グループを、現行のGNP（国民総生産）をベースにした6グループからGNI（国民総所得）に基づいた13グループへと変更し、上位グループへ上がった時の加盟費の最大上昇率を現行の40%から10%へ引き下げ、加盟組織への影響を少なくする案が提示された。

② 2015年8月

加盟費ミニ作業グループにおける議論

更に、次期加盟費に関する議論を深めることを目的に、2015年8月に加盟費ミニ作業グループを開催することとなった。ドイツIGメタル、スウェーデンIFメタル、北欧産業労連、北米USW（全米鉄鋼労組）、に加え、日本からはJCMもそのメンバーに加わることとなり、2015年8月、11月に議論を実施した。

2015年12月の加盟費制度作業部会では、次の通り全体フレームワークについて提示がなされ、加盟費水準以外は執行委員会においても合意が得られ、加盟費制度作業部会として一定の役割を終えた。

加盟費水準については、「計算上の

■インダストリアルオール新加盟費シミュレーション第一次草案

一人当たり加盟費／年	加盟費総収入
1.20 CHF	1,215万 3,725 CHF
1.30 CHF	1,316万 6,535 CHF
1.40 CHF	1,417万 9,345 CHF

加盟費収入としては1300万スイスフランを維持するのが適当である」とし、1・28スイスフランが提示されたが、「JCMとしてこの水準を受ける段階に至ってない」という意見を表明した結果、最終的に2016年5月執行委員会までの継続議論となった。

2015年12月

加盟費制度作業部会に提示された主なフレームワーク

- ・加盟費グループ数を現行のGNPに基づく6グループからGNIに基づいて13グループに変更する
- ・新加盟費水準について1・28スイスフランを提案する
- ・新加盟費への移行期間として4年間(1大会期間)を設置する。
- ・激変緩和措置として、移行期間においては、新加盟費水準が現行加盟費水準より増額する場合は最大で前年比5%、減額する場合は最大で前年比20%とする。

③ 2016年5月

執行委員会と

それ以降における議論

2016年に入り、加盟費に関する議論も大詰めを迎えた。インダスト

リアル本部・各加盟組織と同様にJCM内部においても、各種機関会議において2015年12月執行委員会における議論結果を共有すると同時に、意見調整を図った。Skypeメールを通じ関係する主要組織と個別に水面下での情報収集も実施した。2016年4月には日独金属労組定期協議の機会を捉え、ベルトホルト・フーバー/インダストリアル会長とJCM議長・副議長との懇談の場を設定し、新加盟費に関する最新情報の共有と意見交換を実施した。

最終的には、2016年5月執行委員会において、1・28スイスフランという水準について確認し、世界大会においても満場一致で確認された。

今後は、JCMが各種会議で強く主張してきた、①登録人員の公正さの担保、②効率的、効果的な財源運用への努力、③執行委員会における財政状況、個別活動予算・運動の前進状況のモニタリング、④為替変動に関する激変緩和策の検討、の4点を中心に、引き続き意見表明していきたいと考える。

3 今後に向けて

以上の議論経過を経て、2016年10月の第2回世界大会において、具体的には規約・アクションプランという形で確認がなされた。意見調整の最終盤においては、地域や各GUF・組織の思惑が交差する中、規約、アクションプラン双方の議論に相当な時間・労力が費やされた結果、世界大会における一つの提案に至り、参加者全員での最終確認がなされた訳である。

インダストリアルは、第2回世界大会以降、イエルク・ホフマン新会長、ヴァルター・サンチエス新書記長を始めとする新リーダーシップの下、移行期間を終え、本格稼働のフェーズを迎える。旧3GUFの垣根がまだ高かったこれまでの4年間とは異なり、加盟費も統一され、アクションプランも承認された今、更に3GUFの垣根を低くし、活動を進めていくことが求められることを再認識する必要がある。

日本においては、2017年1月、金属労協/JCM、化学・エネルギー産業が所属するインダストリアル・JAF、UAセンセンのインダストリアル日本加盟3組織の国際機能の窓口機能の一本化を中心に、「インダス

トリオール・グローバルユニオン日本加盟組織協議会」を設立した。日本全体としても、インダストリオールの活動に対し貢献していかねばならない。今回の世界大会は一つの節目ではあり、インダストリアルとしての活動はまだまだ続いていく。JCMとして、先に記載した課題を認識しつつ、この第2期においても、引き続きインダストリアル諸会議・諸活動に積極的に参画し、「更なる統合と改革の推進」をサポートしていく所存である。



新体制下での第1回執行委員会の様子